

## 特記仕様書

### 1. 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「道路台帳整備業務委託の共通仕様書」第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記業務委託共通仕様書によるものとする。

### 1. 2 業務の目的

本業務は、道路法第28条で定められている道路台帳の調製を行い、地方交付税の基礎資料や道路区域の境界線、道路施設の現状、ライフラインの状況等について道路管理の基本的事項を把握し、道路管理行政の効率化を図ることを目的とする。

### 1. 3 参考資料の貸与

委託者は、受託者に対し、次の資料の最新版を貸与ものとする。

#### (1) 告示資料

- (2) 道路現況平面図データ（縮尺 1/500）（シェープファイル形式）
- (3) 道路台帳平面図データ（縮尺 1/500）（シェープファイル形式）
- (4) 測定基図データ（縮尺 1/500）（シェープファイル形式）
- (5) 道路台帳調書データ（Excel 形式）
- (6) 認定路線網図データ（シェープファイル形式）
- (7) 境界確定図データ（シェープファイル形式）
- (8) 舗装種別の表記資料（紙媒体または PDF 形式）
- (9) その他監督員が必要と認めるもの

### 1. 4 業務の内容

- (1) 打合せ協議 1 式
- (2) 道路台帳図作成 1 式
  - ・ 現況測量（新規路線）
  - ・ 現況測量（現道拡幅）
  - ・ 現況測量（路側構造物設置等）
  - ・ 道路台帳図修正（デジタル）
  - ・ 測定基図修正
- (3) 道路台帳調書作成 1 式
  - ・ 道路台帳調書修正
- (4) 認定路線網図作成 1 式
  - ・ 認定路線網図修正
- (5) その他図面等作成 1 式
  - ・ 道路台帳図印刷製本
  - ・ 新旧対照図作成
  - ・ 告示資料作成
  - ・ 区域変更資料作成
  - ・ 境界関係資料の保存
  - ・ 開発帰属関係資料の保存
- (6) 情報検索サービスシステムの構築 1 式
  - ・ ホームページ検索システムの構築

### 1. 5 打合せ協議

打合せ協議は、受託者において資料を用意し、着手時、中間時3回、最終時の計5回を計画するものとし、中間時の協議回数が増減については、設計変更の対象としないものとする。

### 1. 6 道路台帳図作成

道路台帳図は、縮尺 1/500、原図（W100cm×H80cm）、448 面あり、記載方法については、関係法令等のほか道路台帳の手引きによるものとする。

(1) 現況測量（新規路線）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第4条の2及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、新規を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(2) 現況測量（現道拡幅）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第4条の2及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、狭隘、区域変更を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(3) 現況測量（路側構造物設置等）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第4条の2及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、改良工事を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(4) 道路台帳図修正（デジタル）

① 現況平面図

- ・受託者は、現況測量で得られた結果を基に現況平面図（レベル500）の数値化を行うものとする。
- ・修正した現況平面図は既存の現況平面図との整合を取るとともに接合編集を行うものとする。
- ・住宅地、水田内やその他周辺及び道路に沿った空き地等には等高線は表示しない。
- ・修正する現況平面図は、下記のとおりとする。

分離帯、石段、駒止、側溝、道路橋、木橋、歩道、横断歩道橋、地下横断歩道、トンネル、マンホール、照明灯、防犯灯、電力柱、電話柱、有線柱、バス停、雨水樹、並木樹、並木、植木、道路情報板、道路標識、信号灯、カーブミラー、人工斜面、土堤、被覆、法面保護、さく・かき、標高点
--

② 道路台帳平面図

- ・受託者は、現地調査で得られた結果を基に道路台帳平面図の修正を行うとともに、修正作業時に起終点位置及び区域について変更が発生した影響路線についても、併せて確認を行い、修正作業を行うものとする。
- ・道路法及び道路施設現況調査提要に定める数値を算出し道路部、車道部、歩道部、側溝等の種別ごとに全ての項目を行うものとする。
- ・各台帳要素の取得項目は、道路法及び道路施設現況調査提要に示す下記の分類とする。
  - 路線（道路中心線、路線番号、路線名称、路線引出線、起点記号、終点記号、縦断勾配記号、縦断勾配数値、曲率半径引出線、曲率半径数値）

- 幅員（幅員数値、幅員寸法線、幅員引出線）
- 構造物（舗装界線、舗装種別、側溝種別及び幅、側溝地下部、側溝終端線、側溝柵）
- 施設（施設引出線、施設注記）
- ・舗装種別は表記を統一させるため、委託者から提供された表記に関する資料を参考に、表記の統一を行うものとする。

(5) 測定基図修正

受託者は、道路台帳平面図を路線ごとに区間割し、道路台帳調書作成に必要な区間データを算出するための測定基図を作成または修正するものとする。

測定基図の区間は、幅員・舗装・橋梁・踏切・縦断勾配・曲線半径・側溝種別等の変化箇所を考慮して区間の設定を行うものとする。（区間番号は、起点より終点に向かって連番とするものとする。）

なお、測定基図は、調書作成に必要な諸事項のデータ表作成のため、路線ごとに現地調査の結果に基づき区間割、測定線及び区間番号を付して調書データの基礎資料となるよう、下記に示す事項について実施するものとする。

- ・道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- ・道路区分別（重用、供用、未供用、改良、未改良）
- ・路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- ・構造種別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- ・道路種別（1級、2級、その他）
- ・道路屈曲部
- ・立体横断施設
- ・安全施設
- ・自動車交通不能区間
- ・その他委託者の指示により必要とする事項

作成した測定基図を基に、延長及び面積を算出した区間データを作成するとともに、算出したデータは、所定の様式のデータシートに入力し、従前データとの整合を図るものとする。

1. 7 道路台帳調書作成

- (1) 受託者は、下記(3)に記載した調書を作成し、全調書を全て印刷し、本市の保管ファイルに綴じて提出すること。また、道路台帳諸元を集計処理後に前年度成果と比較確認し、修正量に誤りがないか更新対象路線の増減の数量一致の検証報告を行うものとする。
- (2) 調書の作成については、委託者が貸与する調書出力プログラム(パソコン)を使用して行うものとする。調書出力プログラムの操作方法等で質問等がある場合は、委託者へ連絡すること。
- (3) 調書は、以下のとおり17種類ある。

道路台帳調書、認定路線調書、実延長調書、実延長面積調書集計表、道路現況調書、部分自歩道調書、橋梁調書、鉄道等との交差調書、地方交付税算定基礎資料（地方交付税基礎数値集計表、橋梁基礎数値台帳）、国土交通省提要調書（第1, 2, 3, 5, 7号様式）、理由別道路及び橋梁数値の年間増減リスト、理由別部分自歩道増減調書、理由別橋梁基礎数値増減調書、理由別道路現況増減調書（級種別集計、地区別集計、個別集計）、道路及び橋梁数値の年間増減リスト集計（総括、新設、廃止、改良等）、全市集計（級種別集計、地区別集計）更新区間前年データ

1. 8 認定路線網図作成

受託者は、本業務で新たに取得した情報を基に下記に示す認定路線網図データの修正を行うものとする。

- ① 路線経路
- ② 路線番号
- ③ 道路種別
- ④ 起・終点の位置
- ⑤ 供用開始の有無

⑥ その他必要な内容

なお、市より貸与された網図データ（DVD）を使用し、新規路線等を調整して1部網図製本〔1部9面、1冊×9面/部：9面〕を行う。

網図製本の表紙の色については、黄緑色、タイトルは、「明石市道認定路線網図」「縮尺1/7,500」「令和5年3月」「明石市」と記載する。

1. 9 その他図面等作成

(1) 道路台帳図印刷製本の作成

- ・作成した道路台帳図データを計測基図データと重ね合わせて紙出力を行い、背貼製本をする。
- ・明石市内を32ブロックに分割した区域を印刷製本10冊に編集して作成し、1組提出すること。
- ・印刷製本の表紙は、ダイヤボード（黒色）、タイトルは、「明石市道路台帳平面図」「ブロック番号」「令和5年3月」「明石市」と記載する。  
ブロック番号：(1, 2, 3, 4, 5) (6, 7, 8) (9, 10) (11, 12, 13, 14) (15, 16, 17) (18, 19) (20, 21, 24) (25, 26, 27) (28, 29) (30, 31, 32)の10ブロック

(2) 新旧対照図作成

- ・受託者は、道路台帳において狭隘道路（市道認定）及び改良工事で市道の管理区域の修正を行った路線及び市道認定及び改良工事で市道の管理区域の修正を行った路線について、新旧対照図を作成するものとする。
- ・新旧対照図の作成に際しては、更新前と更新後の道路台帳図面の重ね合わせを行い、変更箇所を赤色で表記するものとする。作成基準は、更新対象の路線について作成するものとする。
- ・新旧対照図は、A3版カラーで仕上げ、提出するものとする。

(3) 告示資料作成

- ・受託者は、告示予定路線について見取図の作成を行い、令和4年12月末までの提出を予定するが、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・作成に当たっては、電子データにより編集し、納品するものとする。

(4) 区域変更資料作成

① 区域変更位置図作成

区域変更資料・明石市地籍地番図更新の資料として、更新前の道路台帳図面に面積が増加した箇所は「赤」で、減少した場合は、「緑」で着色し、区域変更箇所について道路区域の地形、台帳要素を重ねた図面を作成する。

作成基準は、狭隘道路（市道認定）及び改良工事において、道路面積等に増減のあるものについて作成する。

② 更新作業区域異動詳細表作成

道路台帳調書修正に併せて、下記に示す内容を表示した更新作業区間異動詳細表を作成するものとする。

- 種類
- 路線名
- 起点及び終点（地先）
- 旧区間地先・敷地幅員・延長・面積
- 新区間地先・敷地幅員・延長・面積

③ 区域変更事由作成

道路台帳調書の理由別増減表から区域変更が発生するリストを作成するものとする。下記に示す内容を表示するものとする。

- 路線名
- 路線番号
- 変更理由
- 図面番号

(5) 境界関係資料の保存

境界関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi 以上のカラー画像、読み取り専用の JPEG または PDF ファイル）でデータを DVD に保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

境界関係資料とは、道路境界明示書、里道境界協定書及び官民有地境界協定通知書等の下記データをいう。

- ・ 申請書表紙
- ・ 明示図面、協定図面
- ・ 写真、撮影方向図
- ・ 理由書等
- ・ 座標値リスト

なお、貸出しする境界関係資料は、ステーブルを外して、スキャナーで読み取りを行ない、返却時にはステーブル止めをした後、返却すること。

#### (6) 開発帰属関係資料の保存

開発帰属関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi 以上のカラー画像、読み取り専用の JPEG または PDF ファイル）でデータを DVD に保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

開発帰属関係資料とは、公共施設引継ぎ図書等の下記データをいう。

- ・ 申請書表紙
- ・ 道路平面図
- ・ 構造図
- ・ 位置図
- ・ その他必要とするもの

### 1. 10 情報検索サービスシステムの構築

#### (1) ホームページ検索システムの構築

- ・ 受託者は、下記に示すデータを委託者が管理している公開型 GIS を用い閲覧できるよう、データ変換及びデータ搭載を行うものとする。
  - ① 道路台帳図（図郭を含む）
  - ② 道路種別図（市道・法定外道路・管理道路）
  - ③ 境界明示・協定箇所図
- ・ 明石市ホームページで、上記に関する情報が閲覧できるよう、関係各課と協議を行い、道路ホームページ作成またはコンテンツ追加を行うものとする。  
 なお、データ搭載する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。
- ・ 道路台帳図は、出力時にはベクターデータとし、原則、全ての地物を1つのレイヤに統合してシステムへ搭載するものとする。
- ・ 道路種別図は、シームレス化、属性付与、枝線表記等を行うものとする。
- ・ 境界明示・協定箇所図は、シームレス化、枝線表記等を行うものとする。
- ・ ホームページ検索システムの運用にあたっては市の既存ホームページサーバの活用はできないものとし、外部データセンター等を活用することとする。
- ・ ホームページ検索システムについては、利用者向けの分かりやすいマニュアルを作成し、当該ホームページ上において公開すること。
- ・ 本業務に必要な資料・データについては、協議によりこれを貸与する。  
 貸与データ一覧（案）

整備データ	説明
地番図データ	資産税課から借用してセットアップ ホームページ検索システムで検索可能な形に変換
地形図データ	最新の地形図データを基図として使用

その他データ	明石市作成のデータなど協議により搭載を決定したデータ
--------	----------------------------

- ・本業務中に発生する機器、システムの保守費用、サービス等の利用料は本業務に含むものとする。
- ・本システムにおいては、帳票印刷機能を実装することとし、使用する帳票については以下を参考に作成すること。なお、図郭についてはシームレスに選択できるものとする。

帳票名	縮尺	サイズ	備考
道路台帳図	1/500,1/1000	A4	添付資料 1
道路種別図	1/500,1/1000,1/1500	A4	添付資料 2
境界明示・協定箇所図	1/500,1/1000	A4	添付資料 3

- ・ホームページ検索システムに関する成果品の瑕疵担保期間は契約満了から1年間とし、受託者は、その間に生ずるデータ不良またはプログラム不良等による成果品の再作成及び修正を保証するものとする。
- ・ホームページ検索システムの稼働開始予定時期は令和5年2月1日とする。
- ・本システム供用開始後1年間のうち、委託者が指示する期間におけるホームページアクセス数について、報告書を作成し、提出すること。

#### 1. 1.1 納入成果品

本業務の納入成果品は、下記のとおりとする。なお、データ類については、DVD等の媒体に格納の上、納品するものとする。

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| ① 道路台帳図【PDF、TIFF】(DVD)              | 1式     |
| ② 令和4年度修正道路台帳図【PDF】                 | 1式     |
| ③ 道路台帳調書【A4版、PDF、EXCEL形式】           | 1式     |
| ④ 調書データ(DVD)                        | 1個     |
| ⑤ 認定路線網図【シェイプファイル形式】(DVD)           | 1個     |
| ⑥ 認定路線網図製本                          | 1部     |
| ⑦ 道路台帳図印刷製本                         | 10冊×1部 |
| ⑧ 新旧対照図【A3版、PDF】(DVD)               | 1式     |
| ⑨ 告示資料【PDF】                         | 1式     |
| ⑩ 区域変更資料【PDF】                       | 1式     |
| ⑪ 現地調査写真【PDF】                       | 1式     |
| ⑫ 境界関係資料データ(DVD)                    | 1式     |
| ⑬ 寄付及び所属換え等関係資料データ(DVD)             | 1式     |
| ⑭ 道路台帳図データ【シェイプファイル形式、DXF、DWG】(DVD) | 1式     |
| ⑮ 情報検索サービスシステム公開データ(DVD)            | 1式     |
| ⑯ システム操作マニュアル【A4版、PDF】(DVD)         | 1式     |
| ⑰ その他市が必要とするもの                      |        |

#### 1. 1.2 照査の実施

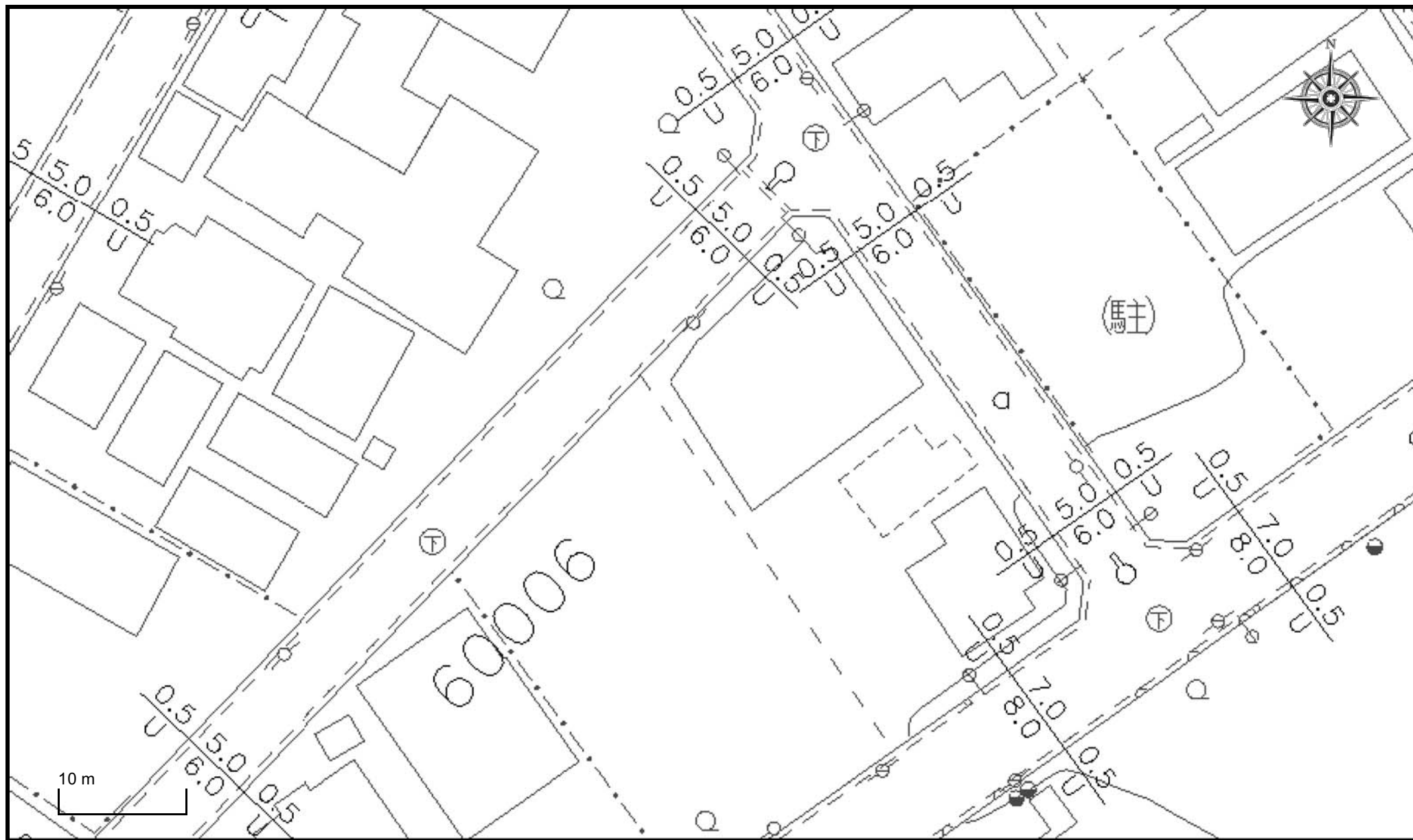
- (1) 受託者は業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- (2) 業務着手時に照査計画を提出し、その内容について市監督員の承認を得ること。
- (3) 前項の照査計画を基に照査報告書を作成し、成果品納入時に提出すること。

#### 1. 1.3 注意事項

- (1) 現地測量等が伴わない図面の訂正分については、市監督員と調整し変更すること。

# 道路台帳図

中心地：明石市〇〇町1丁目付近



注) 本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。

1 / 500

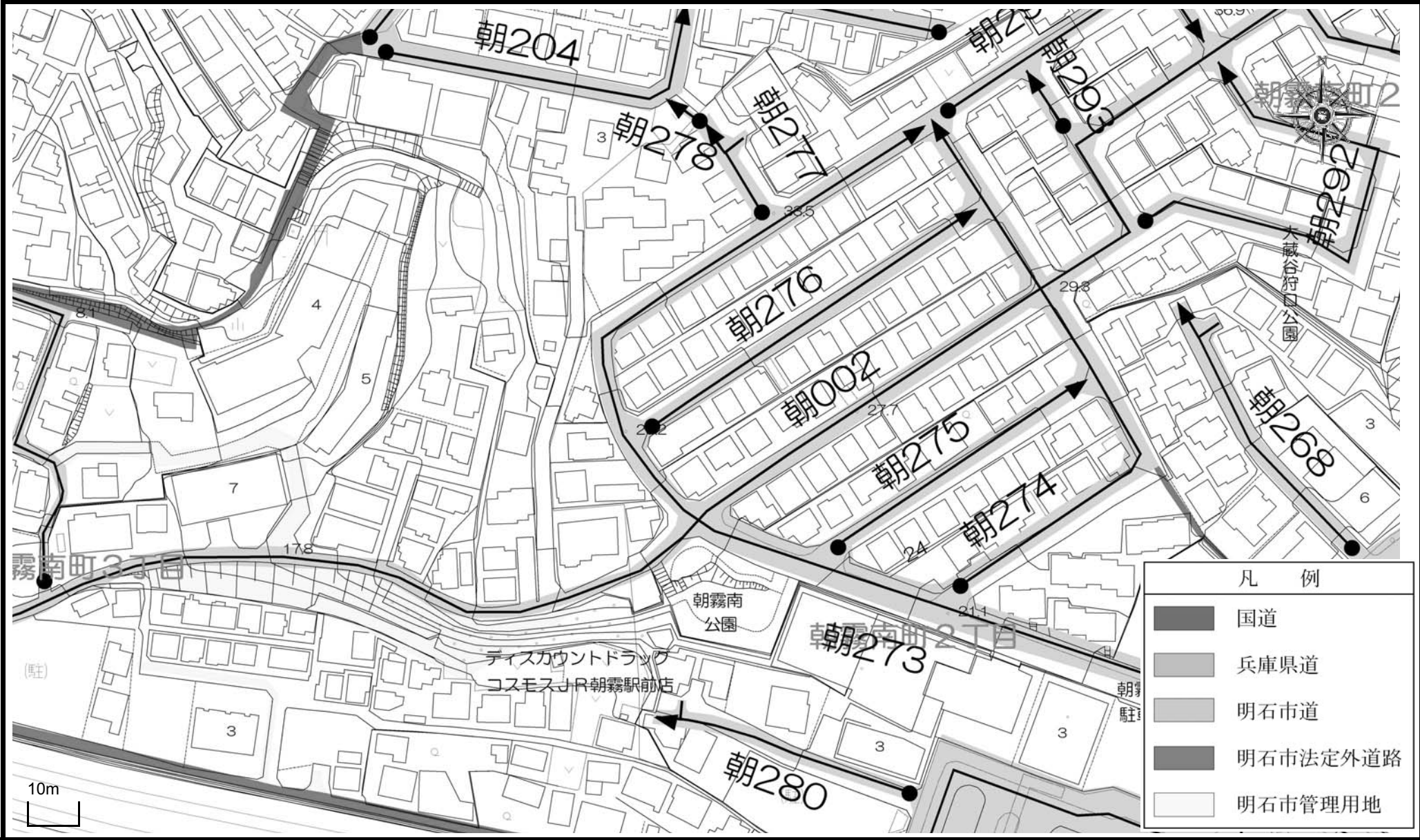
令和4年8月〇〇日

明石市

上記の図面は地図作成時のものであり最新の情報ではありません。現況と異なる場合があります。

# 道路種別図

中心地：明石市〇〇町 1 丁目付近



注) 本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。  
 上記の図面は地図作成時のものであり最新の情報ではありません。現況と異なる場合があります。



# 境界明示・協定箇所図

中心地：明石市〇〇町1丁目付近



注) 本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。

1 / 1000

令和4年8月〇〇日

明石市

上記の図面は地図作成時のものであり最新の情報ではありません。現況と異なる場合があります。